

編集担当者紹介

西澤 直子 にしづわ なおこ

1961年生まれ。慶應義塾大学大学院文学研究科修士課程修了。

現在、慶應義塾福澤研究センター教授。

主要著書：『福澤諭吉とフリーラヴ』（慶應義塾大学出版会、2014年）,『福澤諭吉と女性』（慶應義塾大学出版会、2011年）,『近代日本と福澤諭吉』（共著、小室正紀編、慶應義塾大学出版会、2013年）,『ふだん着の福澤諭吉』（西川俊作との共編、慶應義塾大学出版会、1998年）

横山百合子 よこやま ゆりこ

1956年生まれ。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程単位取得退学。

現在、国立歴史民俗博物館教授 博士（文学）。

主要著書・論文：『明治維新と近世身分制の解体』（山川出版社、2005年）,「屠場をめぐる人びと」（塚田孝編『身分的周縁と近世社会 第4巻 都市の周縁に生きる』（吉川弘文館、2006年）,「19世紀都市社会における地域ヘゴモニーの再編—女髪結・遊女の生存と〈解放〉をめぐって—」（『歴史学研究』885、2011年）,「新吉原における『遊廓社会』と遊女の歴史的性格」（『部落問題研究』209、2014年）

講座 明治維新9

明治維新と女性

2015年2月20日 第1刷発行

編 者 明治維新史学会

発行者 永滝 稔

発行所 有限会社 有志舎

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3丁目10番、宝栄ビル403

電話 03(3511)6085 FAX 03(3511)8484

<http://www18.ocn.ne.jp/~yushisha>

振替口座 00110-2-666491

D T P 言海書房

装 帧 古川文夫

印 刷 株式会社シナノ

製 本 株式会社シナノ

©Meijiishinshi Gakkai 2015. Printed in Japan

ISBN978-4-903426-92-1

柳谷慶子「仙台藩領における姉家督慣行」（『石巻の歴史』六、一九九二年、のち『日本女性史論集3・家と女性』吉川弘文館、一九九七年）

——「女性による武家の相続」（桜井由幾・菅野則子・長野ひろ子編『ジエンダーで読み解く江戸時代』三省堂、一〇〇一年）

山中水之佑『幕藩・維新期の國家支配と法』（信山社出版、一九九一年）

五 幕末維新期の社会と性売買の変容

はじめに

横山百合子

歴史、文学をはじめ絵画、芸能にいたるまで、近世の性売買については研究分野を横断して数え切れない言及があり、それらを一括りに論じることは難しい。古賀十二郎の長崎遊女研究（一九六八年・一九六九年）、牧英正による法制史研究（一九七〇年）、宮本由紀子の吉原細見研究（一九七六年ほか）などは注目すべき成果であるが、近世の遊女や遊廓にかかる消費的・享楽的言説が現代にいたるまで生産され続けている状況に比して、史料に基づく歴史研究は大きく立ち遅れていた。

このような研究状況に変化が生まれたのは、一九八〇年代半ば以降のことである。宇佐美ミサ子、曾根ひろみらによる売春女性自身の意識や実態に着目した女性史の見地からの買売春研究（宇佐美ミサ子 二〇〇〇年・二〇一二年、曾根ひろみ 二〇〇三年）や、塙田孝、吉田伸之らによる近世社会史研究をふまえた性売買をめぐる社会構造

分析が提起され〔塚田孝一 一九八七年・一九九七年、吉田伸之 二〇〇六年〕、近世の性売買の実態研究は大きく進んだ。特に、遊廓研究に「町と身分」の視座を導入した塚田の新吉原研究、またそれをふまえた吉田による「遊廓社会」論により、買売春を近世社会固有の特質のなかで捉える途が提起されたことは、研究深化につながった〔佐賀朝・吉田伸之編 二〇一三年・二〇一四年〕。しかし、それは男女の不均等な権力関係のなかで生きた歴史的主体としての売春女性への関心に基づく女性史とは相当なズレがあり、買売春をめぐる女性史研究と遊廓の社会構造論的研究は、交差することのないまま今日に至っている。したがって、研究の進展のために現段階で求められるのは、両者の成果をふまえつつも、売春女性と彼女たちが置かれた近世的社会構造との関係を相互規定的なものとして把握し直し、主体としての売春女性の意識と行動を捉えること、また、その結果「遊廓社会」と近世の性売買にいかなる特質が付与されたのかを解明することであろう〔本書総論、横山百合子 二〇一四年〕。性売買の歴史のなかで明治維新が持つ意味を明らかにするためにも右の作業は不可欠であり、そこでは、買う男性の意識の解明も重要な課題となる。

本章は、以上の問題意識に立ち、近世後期の性売買システムの構造を概観し、遊客の実態とその買春意識を瞥見する。次に、遊女たちの意識・行動を通して、遊客や「遊廓社会」と遊女の関係、および幕末期における「遊廓社会」の動搖の実態を明らかにし、最後に、芸娼妓解放令による政策転換を経て、明治維新が日本における性売買の変容にいかなる影響を及ぼしたのかを展望したい。

* 売春、買春の語は、通常は女性が性的サービスを売り男性が買う行為を指すため、本章では男色を取り上げる余裕はないが、男色を含む性的サービスの売買行為全体を指す語としては性売買の語が適切である。ただし、性売買の語には男女間の抑圧性が含意されないという難点もあるため、本章では、性売買の語を用いつつ、文脈に応じて売春、買春、買売春の語を適宜使用する。

1 近世後期の性売買システム

(1) 近世新吉原遊廓の特徴とその規範的性格

近世日本の娼婦は、城下町における公認の遊女、宿場や湊町、門前町などの準公認（默認）の飯盛女・洗濯女、夜よ鷹・船饅頭などと呼ばれる非合法の隠売女^{かくしほいたばじょ}という法的枠組みによって区別され、きわめて広範囲に性売買が展開していた。その全体像を推定するのは困難であるが、江戸—東京地域でみると、東京府が捕捉している公認遊廓新吉原の一八六七年（慶應三）の売上金額は八万八〇〇兩余、同じく深川は一五万兩で合計二三万八〇〇兩余〔東京都公文書館所蔵「東京府開設書」、また一八六八—六九年（明治元—二）の一年間では新吉原・深川・根津の売上高合計が一五万八〇〇〇兩に上った〔横山百合子 二〇一四年〕。公認遊廓以外の四宿や岡場所も新吉原に匹敵するかそれを凌駕する規模を誇つており、明治元年の不況は窺えるものの、近世後期の江戸性産業の大きさは相当なものがあつたといえよう。さらに、新吉原は、全国への性的言説の発信源としても圧倒的な存在感を示していた。

また、新吉原遊廓は、幕府による性的管理政策の中心的位置を占めていた。維新後の東京府も、一八六九年に根津遊廓を認可した際、「規則等新吉原町二倅ひ不取締之儀無之様可仕旨被仰渡」「土地之規矩、収税取集之儀、諸事旧幕府ニ而申付候通」〔明治二年「順立帳」一二〕と、新吉原遊廓の運営を参照させており、性売買管理における新吉原の規範的性格は維新政権に引き継がれ、一八七二年芸娼妓解放令発令までほとんど変わることがなかつたといえよう。ここでは、旧幕期から明治初年までの江戸—東京における新吉原遊廓の性格とその性管理政策の特徴を概観しておきたい。

第一に注目されるのは、幕府の性的管理統制が、新吉原の町としての機能に依拠していたことである。塚田孝によ

れば、遊廓の創設による遊女屋の公認は、同時に遊廓以外での遊女屋営業の禁庄と新吉原の遊女屋営業独占という特権の保障を意味していたと。江戸時代初期、同職共住によつて創設された町は、一般にはその特徴を失つていくが、新吉原は、遊女屋仲間と町が一体化する形で同職共住を保ち、特権を享受し続けた。そして、売女訴訟——遊廓以外の場における非合法の「売女」を摘發し禁庄を徹底すること——も、そのような特権を持つ新吉原町全体の義務（役）とされ続けたのである〔塚田孝一九九七年〕。新吉原町は江戸市中の非合法売春摘發のための暴力装置を保持し、一八世紀初めまでは、取締りと摘發のために戦闘（発向）に及ぶことも稀ではなかつた。いいかえれば、新吉原町は、特権と表裏にある固有の役として江戸市中における売春の禁庄・取締りを課せられていたといえよう。

このような町の性格は幕末まで一貫して維持されたとみてよい。宮本由紀子は、一九世紀の新吉原の考察において、遊女屋中最多を占める小見世遊女屋（下層遊女屋）の多くが、町が摘發した隠売女を抱えることで遊女屋営業を行ひ、隠売女が吉原遊廓を内部から支えていたという実態を明らかにしている〔宮本由紀子一〇〇〇年〕。町と遊女屋仲間の関係については、さらに詳細な検討が必要であるが、町制機構と遊女屋仲間組織が分離し後者の役割が肥大化する幕末になつても、新吉原五町の特権は重要な役割を果たしており、このよだな遊廓の体制は、幕末まで変わらずに維持されたのである。

* 江戸における遊廓創設の目的については、不審情報の収集と幕府への密告という治安上の役割の重要性も指摘されている〔宮地正人一九九四年〕。たしかに、幕末の新吉原町名主の業務を書き上げた「吉原名主年中行事二」（狩野文庫）にも、町奉行所年番懸に「名主自身内密証文可持參」とあるように、それらが町の負う役があつたことは明らかであるが、それらは副次的な役であり、新吉原遊廓の第一義的な役割は性の統制・管理にあつたと理解しておきたい。

第二に、役と特権の体制のもとでの遊女の制度的位置付けにも注目したい。遊女たちは実際には個々の遊女屋の家に抱えられているが、新吉原町は、遊女屋やその家族ら町の住民とは別に、「遊女人別帳」「遊女名前帳」を作成し

て遊女を管理・掌握した。病氣療養の場合のみ許された遊廓外への出入についても、名主による厳重な出入の管理が定められていた〔『東京市史稿』産業篇四〇、四八七頁、「新吉原遊女町規定証文」〕。法的には、遊女の人身は「制外之者」〔旧幕引継書「天保度御改正諸事留十」〕と位置づけられ〔坂本忠久一九九七年〕、一般の市中町人の家構成員として把握される家族・親族・奉公人等とは異なる位置に置かれたのである。

また、摘發した隠売女の処置は、時期により変化はあるが、一九世紀には、新吉原町による摘發かどうかにかかわらず、その売女を引き受ける町を新吉原内の五町が闊引（ひらくひ）で決定し、三年間、引き当てた町の遊女屋が順に預かつた（売春をさせた）。また、その売女が三年間の遊女奉公を課せられるにあたり、その町がお金した落札金は「冥加金」と呼ばれ、売女をめぐる諸入用や五町入用に繰り入れられた〔狩野文庫「新吉原規定一」〕。

このような遊女（公認）と売女（非合法）への措置は、公認か非合法かを問わず江戸市中の娼婦の身体を新吉原町の管理下に置くことが原則であつたことを示している。すなわち、遊女とは、新吉原五町が掌握・管理すべき娼婦のうちすでに遊廓において把握・掌握された者であり、売女は、本来は早急に五町が管理・掌握すべきであるのに見落とされている娼婦（今後掌握されるべき娼婦）であつて、それらはすべて町の一般住民とは別に新吉原町が掌握・管理すべき対象であつたのである。このような遊女の人身管理・把握、売女への措置から見れば、遊女（制外之者）は町の住民ではなく町の管理・把握対象なのであり、非合法の売女に対する遊女奉公の強制も、摘發された売女自身にとつては懲罰として受け止められたであろうが、本来的には、新吉原町の持つ売春営業の独占特権から派生した遊女掌握・管理権のあらわれと見るべきであろう。

享保期以降、幕府は、性売買への規制を緩和して岡場所を默認し、宿場などへの準公認の娼婦（飯盛女など）の設置を許可していくが、右のような遊廓の遊女の法的位置づけは、性の商品化とその拡大にもかかわらず新吉原町の役と特権と結びついて維持され、一八七二年の芸娼妓解放令の発令まで継続していたと見られる。たとえば、

一八六九年、新吉原京町二丁目家持遊女屋越後屋茂助が、越後国南蒲原郡鶴ヶ曽根村で「買求メ」た一五歳～一四歳までの八人の女性を、町に届け出ずに自らの養女として戸籍登録し密かに売春させ、それが発覚した際の取扱いをみてみよう〔東京府文書「明治二年順立帳」三三〕。この事例は、遊廓内に無届けの娼婦を置いたという違反であるが、新吉原町年寄共は、そのような「廓法」に背き「自儘の所業」をする遊女屋にたいしては、「その者抱え遊女残らず五町会所にて外遊女屋共え入札申し付け、右代金を差遣し新吉原町差し構い候仕来りに候」〔同〕と述べ、遊女の掌握・管理についての町の権限を強調した。とはいって、「御一新」直後でもあり、入札代金を茂助に渡した上で新吉原を追放するという旧来の原則的措置は「手荒之様ニ相聞」えるということになり、特例として対処をやや緩和し、改めて茂助を行かせ、八人の人別送りの手続きを済ませ「制外之者」として正規の手続きの踏み直させることで、この一件は落着した。東京府大参事大木喬任もこれを承認している。ここからは、基本的には新吉原五町による娼婦の掌握と入札による分配処理という新吉原の隠売女摘発の原則が維持されていたことが確認できる。このように、新吉原町の遊女屋の営業独占と娼婦の身体の掌握・管理という新吉原の役と特権の論理は、維新政府樹立以降も引き続き意識されていたとみるべきであろう。

なお、公娼という語は近世、近代に共通して用いられるが、近世においては、このような売春宿営業者と娼婦の関係を前提としてこの語を用いるべきであろう。幕府の公文書では、非法の売女は原則として「隠売女」と記されるが、この語は、東京府が明治八年四月四日東京府達第八号〔『東京市史稿』市街篇五七、三七二頁〕において「かく、しばいじょ」（傍点——横山）と読み仮名を付しているように、旧幕期から明治初年に至るまでは、娼婦の身体の所有者が隠して売春をさせる合意で用いられた。もちろん近世においても自ら隠れて、売春を行う女性は存在するが〔曾根ひろみ「一〇〇三年」、遊女に比べて劣悪な環境で売春する夜鷹にもその背後に夜鷹屋が存在するように〔『守貞謨稿』三、四一一頁〕、旧幕期における恒常的売春の基本的形態は、娼婦の抱え主が売春をさせるものとみておきたい。

売春は一般的には都市における事象であるが、江戸をはじめとする空間利用の稠密な近世都市において、娼婦が誰からも中間的な搾取を受けずに不特定多数相手の売春を恒常的に営みうる場〔空間は想定しにくいからである。すなわち、近世の公娼とは、営業を許可された遊女屋・旅籠屋（実質的な売春宿経営者）などだが、公権力に届け出た娼婦を指すのであり、女性自身が公的権力から売春営業の認可を受ける。〕という形の公娼は、実態はともかく、法制度上は、自売以外の売春を禁止した芸妓妓解放令以降のものであつた。一六八五年（貞享二）の遊女屋の名題帳作成、一七六年（明和三）の名題帳再作成、一七九五年（寛政七）「新吉原遊女町規定証文」「旧幕引継書「市中取締類集」吉原規定・閑東廻村之部上」制定など、近世の新吉原遊廓の運営原則を定める規約類は、すべてこのような遊女屋—遊女関係を原則として組み立てられているのである。

(2) 性売買システムを支える社会構造

以上みてきたように、新吉原遊廓は、特権を認められ役を負うという身分的性格を帯びて成立したものといえるが、五町からなる新吉原遊廓のみが孤立してなりたつていてものではなかつた。本項では、そのような身分的性格を帶びた新吉原五町がどのような社会的諸連関のもとで存立していたのかを、遊廓をめぐる地域的・社会的・個別の地域を越えて全国に及ぶ社会関係の二つの側面から見ておきたい。

遊廓をめぐる地域的・社会的・個別の視点は、吉田伸之の「遊廓社会」論の提起により導入されたものである〔吉田伸之「二〇〇六年」〕。吉田は、新吉原五町遊女屋仲間のヘグモニーのもとで茶屋仲間をはじめ出入諸職人・商人などが従属性に従うという形の遊廓内結合と、新吉原に近似する四宿・岡場所など江戸市中の擬似的な遊廓を総体として捉え、新吉原遊廓を中心とする江戸市中の性売買をめぐる社会的結合全体を「遊廓社会」として概念化した。「遊廓社会」論は、町を単位とする共同体結合にとどまらず、共同体内部の相剋や小結合、およびその外部を一つの地域社

会として把握する概念ともいえよう。

一方、神田由築や筆者は、吉田による性売買システムを成り立たせる地域的・社会構造という提起に関連して、「遊廓社会」のさらに外側に広域的に展開し性売買システムを支える社会関係の存在を検討してきた。前項でみた一村から八人まとめて若い女性を購入し新吉原に連れてくるといった越後の農村の事例のように、近世の遊女は、基本的に身売り奉公によつて調達されたと考えられるが、神田由築は、身売りの過程やその後の「住み替え」と呼ばれる転売において女衒、女見などと呼ばれる侠客が重要な役割を果たしたこと、また芸能興行に重要な役割を果たしていた侠客ネットワークが、広域におよぶ遊女売買組織としても機能していたことを実証的に明らかにした〔神田由築一九九九年〕。侠客ネットワークは、本来的には博奕打ちによる非合法のネットワークである。しかし、新吉原を頂点とする全国の性売買諸施設が広域から娼婦を確保し、かつ性売買秩序を維持する暴力を保持するためには、このようなアウト・ロー的な社会関係が不可欠だったものである。

一方、幕藩権力による性売買の公認は性売買に関わるさまざまな全国的規模の公的・社会関係の発達も促した。以下では、幕末期の新吉原を金融的に支えていた寺社名目金貸付とそれをめぐる広域的社会関係を例として挙げておこう〔横山百合子 二〇一三年b・二〇一四年〕。

寺社名目金貸付とは、寺社が堂舎建立などに際し、幕府の債権保護を受けて行う貸付である。江戸では寺社のほか御三家なども同様の貸付を行つていたが、富裕な町人・農民などが確実な投資先として寺社・御三家などに差加金を出资し、名目金貸付の原資とすることも多かつた〔三浦俊明 一九八三年〕。新吉原遊廓の西隣、竜泉町に位置する京都真宗仏光寺派本山仏光寺末の西徳寺を貸付所とする仏光寺名目金貸付もその一つである。仏光寺は准門跡寺院であり、その名目金貸付への差加金出資者は信州中野代官所管下の豪農山田庄左衛門家（現中野市）、中山五郎右衛門家（同）、坂本幸右衛門家（現須坂市）などであった。彼らは出資するだけでなく、江戸に子弟を派遣して貸付業

務にも携わっていた。同名目金の貸付先は、新吉原の遊女屋・茶屋などの遊廓関係者と、市中一般向けに大別されているが、貸付の主たる対象は新吉原遊廓関係者であった。貸付は、一件あたりの金額が平均一〇〇両以下、期間も一年以内という比較的短期の日常的な金融であるが、万延元年（文久元年）の坂本家の返済滞りの記録〔須坂市所蔵文書「文久元年新吉原町・浅草田町御貸付金調帳」・「江戸向・本所深川之分〕によると、遊廓関係者への平均貸付金額（七二両）は、市中一般向けの平均（二三両）の三倍と大きく、また新吉原遊廓内でも、遊女屋への貸付金額の方が茶屋・諸商人への貸付金額に比べて大きく、遊廓においてヘゲモニーを握っていた遊女屋の経済力を窺わせる。その詳細は別稿に譲るが〔横山百合子 二〇一三年b・二〇一四年〕、仏光寺名目金貸付の実態は、京都の准門跡寺院と北信濃の豪農の連携を示しており、新吉原を中心とする江戸の性売買システムが広域的な金融システムによつて支えられていたことを示すといえよう。

また、名目金貸付事業への関心は、仏光寺や出資者豪農に留まるものではなかつた。仏光寺は、代々摂関家である二条家と猶子関係を結ぶ准門跡寺院であるが、二条家も同貸付に目を付けており、一八六一年（文久元）初めから一年余、同家は、仏光寺から同貸付事業の奪取を画策している〔坂本康之家文書一四一一九イ・ロ「国許書状下〕。当時、二条家当主斉敬は公武合体派公家の中軸にあり、同年一一月の和宮降嫁に向けて尽力、翌年正月には右大臣、その後閑白就任という榮達の途上にあつた。このような時期、同家は二条家侍等を江戸に派遣して、当時仏光寺貸付所のトップにあつた仏光寺家来閑斎宮の籠絡を図つた。こうして始まつた仏光寺と二条家の対立は、信州豪農から「大出入」「同」と呼ばれるほどの紛争に発展し、豪農坂本家から派遣され貸付に携わっていた坂本源之助は、一八六一年三月には、実家にたいして「此節江戸中大評判ニ御座候」「同」と報告している。実際にどの程度の評判であったのかは不明であるが、少なくとも貸付実務の担当者の目からみて大事件と受け止められていたことは間違いない。

残存する史料から、最終的には二条家の企図は失敗に終わったとみられるが、宗教的権威としての「本山」や、朝

廷に連なる伝統的権威としての「摂家」あるいは「准門跡」が、遊廓＝売春宿業者を主たる営業対象としていることとで関与に逡巡した形跡はなく、むしろそれは新吉原関係者への貸付事業に対しても強く執着しているといつてよい。このような事例からは、近世社会において性売買がきわめてオープンに許容され、上層の公家・寺院もそこに吸着する勢力の一部だったことが窺える。いいかえれば、幕府の公認と保護を前提とする性売買システムは、侠客ネットワークのような非合法的関係だけでなく、国家的・宗教的権威、豪農などの社会的権力にも支えられた、広い意味での社会関係のなかで発達していくのである。冒頭で紹介した江戸における性産業の規模は、そのような合法・非法を取り混ぜた幅広い諸関係に支えられて存在した「遊廓社会」の到達点を示すものといえよう。

(3) 遊女にとっての性売買システム

しかし、近世遊廓と性売買を考える際に、以上のような性売買システムの構造解明に分析を留めてはなるまい。ここでは、右のような近世後期の広域的な性売買システムのなかで、娼婦がどのように位置におかれていたのかを見ておこう〔詳細は、横山百合子「一〇一四年」〕。

前述の仏光寺名目金の貸付を受ける際には抵当証文の提出が義務づけられていたが、現在確認される七通の抵当証文を見ると〔中野市立山田家資料館（仮称）所蔵 山田庄左衛門家文書七四一一三・四、八八一〕、新吉原の遊女屋が貸付を受ける場合、抵当物権はすべて年季の限定付の遊女の身体となつており、非遊廓地域の場合に家屋や畠・棚・建具などが抵当とされるのとは大きく異なっている。これは、遊廓関係者の間では、遊女は貨幣に等しいモノ＝財であり、遊女が抵当商品として流通していたことを示している。

また、抵当という形式で遊女の身体そのものの商品化が進行していたことは、同貸付における保証人関係からも窺える。非遊廓地に住む借用人（非遊女屋）の場合、請人の居住地は、借用人の居住地とは関係なく市中全域に分布

しており、親戚や知音、営業上の関係者など、必ずしも空間的な一体性をもたない者が請人になつたとみられる。一方、新吉原遊廓の居住者が同貸付を受ける場合、確認できる九一件の事例のうち八九件（九八%）の保証は、隣り合う遊女屋同士など遊廓内の人々によつて行われている。このような遊女の身体という特殊な抵当物件を付した借金において請人になる者は、返済が滞った場合に抵当商品（遊女）を預かって借金の弁済ができる者、すなわち遊女売買に関わることができる者か、その遊女に売春をさせることができることが認められている遊女屋である。

右からは、第一に、近世後期の性売買システムにおいては、性的サービスが商品化されただけではなく、サービスの提供者である娼婦の身体が家屋敷や畠・建具と等価のモノ＝財として商品化され流通していたことがわかる。身体そのものが商品として売り買いされる人間を奴隸と表現することが許されるならば、近世の遊女とは、期間の限定を設けた債務による性的奴隸商品であり、その流通過程からみても、人の売買そのものであったというべきであろう。

また、第二に、右のような保証関係は、同職共住という町共同体本来の排他的な結合関係を反映するだけでなく、公認遊廓および宿場・湊町などの擬似的遊廓やその周縁に広がる岡場所等々の買売春業者のネットワーク内部、すなわち広い意味での「遊廓社会」を背景とするものもある。しかも、その範囲は無限定に拡大するわけではなく、売春宿経営や遊女売買に直接的に関わりうる者という点での共同性に制約されており、それ以外の者は請人に立ちにくくいという点で閉鎖的でもあつた。いいかえれば、遊女の奴隸商品的性格は、その社会内部においてのみ維持されるのであり、遊女自身がそのような閉鎖的社会の外部に出ることができれば消失するといえよう。

* 右の貸付において、仏光寺や二条家、豪農らは、遊廓への貸付事業には積極的であるが、抵当である遊女の身体を入手し売春に関わることはなく、具体的な保証処理は請け人を含む「遊廓社会」内部で行われることが前提とされている。北信豪農は「女郎買い」 자체には極めて警戒的であり〔坂本家文書一二五一一八「日用記」万延元年一二月五日条〕、坂本家が遊女の売買に直接携わることはまったく想定されていない。貸付に携わる仏光寺・豪農等と「遊廓社会」の関係は、金融という側面に留まり、それぞれが形成している社会的結合関係の内部に踏み込んで関わることはなかつたとみてよい。

第三に、しかし、人身売買禁止を原則とする近世社会において、きわめて閉鎖的な遊廓社会内部に限るとはいえる遊女の売買・流通がこれほど公然と許容されたのはなぜなのだろうか。それは、ひとことで言えば、それが女、人身であるからである。男色の場合にも「子供」とよばれる少年・幼児が売買されており〔神田由築 一〇一三年〕、人身売買は厳密に女に限定されているわけではない。しかし、女、若年の男という性や年齢に基づく区分によって劣位に位置づけられた人間が、一定の社会的条件のもとで、社会の構成要素としてではなくモノとして売買されうるという現象は、近世社会のジェンダーの強烈な抑圧性の反映とみることができるのではないか。

同時に、女の売買が一定の制約のなかではあっても安定的に展開した背景として、近世社会の身分的特質も考慮すべきであろう。近世社会は、それぞれ一定の自律性を持つ身分的集団の複層として形成される社会であり〔塚田孝一九八七年〕、「遊廓社会」も、一定の自律性を帯びた集団的結合として社会に定置されていた。幕府・藩の統治もそのような集団の自律性を前提としており、集団の内部で露骨な人身売買が行われたとしても、幕府や藩が容喙したり咎め立てしたりすることはなかった。いいかえれば、人身売買のような一般的な社会的準則からの逸脱も、それが許容されたのはあくまで集団の内部においてであり、それが、近世社会の身分的特質と近世のジェンダーとの相互作用の帰結だったのではないか。したがって、そのような「遊廓社会」と外部社会との接点—すなわち身売りの場においては、近世社会の一般準則にのつとつて奉公人契約という非人身売買的な形式がとられ、合法性が担保されたと考えておきたい。

なお、実質的には売買されるにもかかわらず、形式上は年季奉公という合意による労働契約の形態が採られるため、契約形式を重視して遊女の歴史的性質を従属的雇用労働力と見る見解もあるが〔吉田伸之 二〇一二年〕、以上見てきた実態をふまえれば、遊女の年季奉公契約は、人身売買禁止規定にもかかわらず人の売買が行われるという社会的実態を全体秩序のなかに組み込むための形式的調整手段なのであって、近世の遊女の歴史的性質を雇用労働に見出すのは、実態にそぐわない理解であろう。

2 遊客と買春

本節では、前節で見てきた性売買システムの全国的拡大という状況のなかで、売る側（遊女—遊女屋）ではなく、もう一方の当事者遊客の買春の実態と遊女に対する意識を瞥見しておきたい。

宮本由紀子の研究によれば、一七六一年（宝暦一二）の「吉原細見」を最後に、大尽遊びの対象であった太夫、格子など高級遊女が姿を消し、さん茶女郎が増加、安永期以降は、全体として新吉原遊女の下層化が進んだことが指摘されている〔宮本由紀子 一九七六年〕。このような事実は、対応する遊客の下層化・大衆化を反映していると考えられる。遊客の実態については、長崎丸山遊廓における遊客の実態研究にみると、近年ようやく研究の緒についたところであるが〔横田冬彦 二〇一二年〕、下層化が進行したと思われる近世後期～明治初年の新吉原の遊客とはどのような人びとだったのだろうか。また、それらの人びとは遊女にたいしてどのような視線を向け、また買春についていかなる意識をもつていたのだろうか。遊客の全体像を把握することは難しいが、一八世紀末から明治初年にかけての新吉原登楼の事例からその一端を探つてみたい。

(1) 武士と買春

北陸一〇万石の大聖寺藩土笠間亨（一七六八～一八〇八）は、公私の生活を二十余年にわたり記録した「笠間日記」〔加賀市史料〕（九）一九八九年を著したが、記事中には、買春の記事が散見される。次の史料は、参勤で江戸詰であつた一八〇〇年（寛政一二）閏四月九日条である。

九日 晴天、五つ過泊より帰る、馬場へ出、滝波ニ一鞍乗る、當六日出雲守様へ被為入候節御贈物有之ニ付、昨日此方様へ被為入節御対顔有之、御奥へも御通り有之候得者、御答礼として千宗佐作之竹ノ釣花生一ツ、御膳様より御団扇可被下苦之處、殿様御風氣故御対顔無之ニ付、今日御近衆頭東方御使者ニ而右の品物被進候處、出雲守ニハ當時茶之湯甚御好ニ付、甚御満悦之御様子也、九つ過より竹内求馬・山本進・出瀬猪之助同道にて罷出、浅草より山之宿吉原仮宅見物いたし、聖天町八幡屋五郎兵衛と言茶屋ハ、中ノ丁ニ而ハ右九軒当りノ上茶屋ニて、出瀬氏出入之者ニて是へ入り、其隣ハ大文字屋市兵衛という京町之大屋てい也、是へ罷越ス、尤風と致したる趣向也、何も毫分之女郎を約、予ハ八重巻と言女郎也、芸者召連罷越一興有之、暮合罷帰る、今夕村井氏へ咄ニ参り四ツ比罷帰る

同日記の解題によれば、作者笠間亨は、儒者の家に生まれ、知行一七〇石の笠間家の養子となつて近習頭や表御用などを勤めた中級家臣である。乗馬のほか剣道、槍術稽古、四書五経の会にも出席する文武両道の武士であり、日記からは勤務に精勤する姿が窺える。右引用部分でも乗馬を嗜み主君の動向に細やかに関心を寄せるなど、藩士としての素養と忠義心をもつ人物といえよう。この日午後、ともに登樓した竹内求馬は二〇〇石中小姓組筆頭、山本進は近習で、その後、主君の御用引請、示談相手、近習頭を勤めた人物である。亨を含めいずれも主君に近仕する藩士の中核部分であった（出淵猪之助は不明）【加賀市史料】（二）「大聖寺藩士由緒帳」。登樓については、仲ノ町茶屋八幡屋を通して遊女を買うという手続きを踏んでおり、一八〇〇年の「吉原細見」【江戸吉原叢刊】七巻】によれば、茶屋八幡屋のほか、京町一丁目遊女屋大文字屋市兵衛、遊女八重巻のいづれもその実在が確認できる。史料に「大屋」とあるように大文字屋市兵衛は、女郎九人、芸者一人、遣り手一名を抱える新吉原でも有数の遊女屋で、亨が買った八重巻（弥重巻）は、大文字屋ではランクの高い遊女である。

右の史料で興味深いのは、第一に、中堅クラスの一般藩士にとって、登樓や買春は放蕩や規範の逸脱ではなく、

「風と致したる趣向」すなわち、ちょっとと思いついて仲間同士で楽しむというほどの行為であり、まったく躊躇が見られないという点であろう。また、右の記事からは、登樓した大文字屋や上級の茶屋である八幡屋は亨に近い人物である出淵亥之助に対して出入の関係にあり、茶屋を経て上級遊女屋で買春をすることが日常的な行為であったことが窺えよう。次の寛政七年四月九日条（傍注は「加賀市史料」による）からは、それが藩邸内でもある種の了解事項であつたと考えられる。

九日 曇る、其後晴天、五つ過泊より帰る、八ツ半頃全瓜生・左仲、仲町より浅草辺へ参り買物いたす、金瓜生榮庵・藤井喜兵衛参り、馬道にて休み直ニ大手へ出、今戸橋へ参り、待乳山へ上り夜ニ入吉原へ参り、江戸丁一丁小仕屋（松か）へ上り、部屋持三ツ花ニ出会、左仲は座敷ノ喜代玉、榮庵ハ部屋（松か）ノ沖山、藤井も部屋也、それより中丁なればツツじ花見物出、其後上る、是ハ今朝瓜生、藤井夕之首好相催予を御誘引也、御門出入之工面ハ藤井氏より桑原平助を頼ミ、御門番人へ相達したる趣也

江戸町一丁目小松屋の三ツ花、喜代玉、津山などはいずれも吉原細見により存在が確認される（図）。同行した瓜生栄庵・



図 寛政七年「吉原細見」、小松屋の項（国立国会図書館蔵）

藤井喜兵衛らの詳細は不明だが、朝登楼を思い立ち、門の「出入之工面」（おそらくは深夜の帰藩邸）を桑原平助（江戸表破損方横目桑原万助の関係者か）を通して門番に指示できる関係にあることは明らかであり、登楼は藩邸の警衛体制のなかでも黙認されていた。これらの記事からは、山東京伝が「吉原楊枝」「国立国会図書館藏 京一一七」で「大見世の部屋持の女郎ハ家中もの又ハ高の能き山の手のるひ也」と述べるように、大見世の多い新吉原江戸町一丁目遊女屋の部屋持遊女（大見世ではやや安価な遊女）の顧客として「家中者」といわれる藩士層および旗本層をあげることができよう〔宮本由紀子 一九七六年〕。また、同僚・上司から門番に至る藩士の日常的な人間関係の延長上で登楼が行われ、「馴染み」と呼ばれるような登楼の日常化が起こっていることも看取できる。このような武士の買春のあり方は、大聖寺藩に限つたことではなく一般的な現象だったとみてよい。

また、すでに宮本由紀子が指摘しているが、「何も壹分之女郎を約」といった客層に対応するため、寛政年間を画期として遊廓の側も金額を明示して売春のシステム化・大衆化を図っている〔宮本由紀子 一九七六年・一九八〇年〕。右の史料にも見られる「ツツジ花見物」などの仲ノ町（新吉原遊廓内の中通り）の装飾や、俄のような芸能興行的要素も付加して遊興性を高め集客戦略を練ることも、大衆化の表れといえよう。つまり、遊客の大衆化・下層化とは、伊達綱宗、榎原政岑、紀伊国屋文左衛門など半ば伝説化された大名・豪商の豪遊の消滅に加え、留守居や大名隠居などを相手とする「呼び出し」の遊女も極端に減少するなかで、遊廓経営がシステム化に合理化され、「吉原細見」による遊女・娼家の格、時間に応じた料金の公示によって一般の武士や商家の主人・手代層が広く通えるような性売買のしくみが整備されたことを意味しているのである。さらに、寛政期には長屋に居住することによって層の遊女屋が「つばねみせ」として「吉原細見」に明記され、全体としての客と遊女屋の下層化が進行していく。

*局見世は享保期には出現しているが、一七八三年（天明三）の細見「五葉の松」〔国立国会図書館蔵 八五一一一〇〕、一七八五年（天明五）の「新吉原細見」〔江戸吉原叢刊〕第七卷 一二〇一年には、「局見世」の呼称は見られず、一七九七年の「吉原

細見記（同上）以降「局見世」の記載が定着した。

では、これらの遊客は買春に対するどのような意識をもつっていたのだろうか。この点については、一般に、武士が買春に対する倫理的逡巡を示すことは少なかったと思われる。幕末、尊攘派志士たちが遊廓や飯盛旅籠屋を拠点とし、維新政府の顯官となつた後もしばしば遊んでいることは知られるが、尊攘派志士だけでなく、武士の登楼意識はさまざまな史料に散見される。一例として、幕末の儒者古賀謹一郎の門下であった刈谷無隱が、兄事していた同門下長岡藩士河井繼之助について語った思い出をみてみよう〔今泉鐸次郎 一九三一年、五四二頁〕。

河井に会いましたときに、河井が女郎買ひなどするものじゃない。己は此の通りしたがと言つて、吉原細見を私に見せた。それをみると、娼妓の名の上に△の付いてあるのもあるし、○の付いてあるのもあるし、○の付いているものもある。又消してあるものもある。總て有名な吉原の女郎と云ふものは残らず買つて居る。其の印は手取の女と、馬鹿な女と、美しいのと、醜いとの見分けだ。「此通り」は女郎買をして見た。お前にはならないと云ふ訳は、この婦人に溺れると云ふものは、惰弱な意氣地なしの溺れるものではない、英雄豪傑が却つて溺れるものである。それは後から羽織を着せられて背中をポンと叩かれるの何んのと云ふ訳ではない。言ふ可からざるの間に鉄石の腸を溶かす者がある。口説や手管で英雄豪傑は騙されぬけれども、一種言ふ可からざる情に於て其身を誤り易いと思ふ。英雄の気質を備へて居る者程危険に思ふ。それだから、決して成長しても是ばかりはやるな」。今日まで河井の教はできるだけ守つて居たけれども、此一事、教に背たのでとう／＼半生を誤つたのである。

右からは、「吉原細見」の用いられる方が窺えて興味深く、また刈谷は、河井が性病に罹患した際、苦痛に耐える修練として病を受け止めていたとも語っている〔同〕。伝聞史料であること、また河井の場合、後に長岡藩政において遊女屋営業の廃止政策をとつて居ることもあり、その買春觀についてはなお検討が必要であるが、刈谷の語りに従う限り、河井の訓戒は買春によつて被るマイナス面を慮つての買春回避の主張であり、そこからは、「笠間日記」と

同様、遊女を商品としてみることや買春行為自体への価値判断は窺えない。やや時代を遡るが、政治思想・芸術・学問の諸分野で著名な渡辺華山が書簡のなかで性病の苦痛を訴えている例などを考え合わせると、「華山書簡集」一八八二年、九五頁)、武士にとっての買春は、その政治的地位や思想・教養にかかわらず「風と致したる趣向」によって行われる日常性の範囲内の行為とみられていたのではないか。そして、そのような感覚の背後に、曾根ひろみの指摘する、幕府の売春に対する道徳的判断の欠如があることはいうまでもない(曾根ひろみ「風と致したる趣向」)。役と特権の論理に基づいて買春を正面から公認し遊女の商品化を容認する政策のもとで、買春の日常化と曾根のいう道徳的判断の欠如を特徴とする遊女観・買春觀が醸成され浸透していくとみておきたい。同時に、ここでは詳細を論じる余裕がないが、そのような買春觀は、武士の「家」内部における女性の地位の低さとも相関するものと考える。

(2) 都市民衆と買春

では、このような武士層の買春意識に対し、一般民衆男性にはどのような意識と行動の特徴が見られるのだろうか。明治五年芸娼妓解放令発令を受けて新吉原遊廓からの解放を目指したかしくという遊女と、彼女に関わった竹次郎・菊次郎という二人の青年の行動からその一端を見てみよう(以下、史料は、横山百合子「一〇一三年aによる」)。遊女かしくは、越後国蒲原郡東ゆり上村の生まれで、六歳で親を亡くした後、各地の宿場や岡場所を次々に転売され、一八七一年(明治四)、京町二丁目せき長家の局遊女屋(「一八七一年四月刊『吉原細見』」)という都市下層の遊客を顧客とする見世の遊女となつた女性である。一八七二年一〇月芸娼妓解放令によつて解放され人主(かしくを新吉原に転売した深川の遊女屋)のもとに返されるが、「かしく儀は、どのよニ相成候共、遊女いやだ申」という切迫した思いから、新吉原京町一丁目の大見世海老屋の召仕竹次郎、ついで遊客であった深川東扇橋町髪結渡世の店借菊次郎と夫婦約束をし遊廓からの解放を行政当局に訴えた。ここでは、かしくの強い思いを受け止めた竹次郎、菊次郎の

意識と行動に注目してみよう。

解放令直後の一月二日、かしくと竹次郎は連名で「しろど二なし被下候様」と訴える嘆願書を当局に提出した。願書には遊女の身から解放されて素人になりたいというかしくの切実な心情が吐露されているが、結局、竹次郎は召仕という「戸も無之」身分だとして、体よくあしらわれ訴願取り下げに至った。翌一八七三年一月、新吉原の出火による避難の中で、かしくは客であつた深川東扇橋町に住む髪結職人の弟子菊次郎のもとに走るが、菊次郎は、かしくに対して「篤と異見差加え」、かしくを追い返した。しかし、数日後の早朝、かしくが再び菊次郎のもとに駆け込み、解放令にもかかわらず人主によつて借財が膨らまされるという身の上の切なさを訴えるに及び、ようやく菊次郎はかしくの願いを容れ行動するに至るのである。前述のように武士が遊女をクールに商品視しているのに比べ、二人の青年のかしくに対する心情が、都市下層というかしくとの階層的共通性に基づく共感的なものであったことは確かであるが、彼らの行動から、当時の都市下層社会の買春に対する意識を見てみよう。

第一に、相手が遊女であることは、彼らが結婚を考える上で支障とはなつていらない。これは、幕府の性売買公認政策の浸透によつて買春肯定が社会の支配的思潮となつており、下層民衆男性に買春女性への嫌悪や忌避がないことを示している。ただしこのような買春意識は、同時に買春の肯定をも意味しており、この点では前項で見た武士層の意識と性質を同じくしている。また、遊女かしくにみられるように、買春女性の側も、遊女としての生活には強烈な嫌悪と反発を抱いているが、貞操觀念や純潔規範を内面化し買春経験をステイグマとするような買春罪悪觀は抱いていない。

第二に、髪結職人の弟子である菊次郎の行動には、都市民衆世界の論理とそこで生きる人びとのメンタリティが貫かれている。たとえば、かしくが最初に菊次郎のもとに逃げて来たとき、菊次郎はかしくに説諭し遊廓に戻らせていく。そこには、遊女の身揚げなど考えられない自らの社会的位置の自覚と現実の受容があろう。したがつて、再び駆

け込んできたかしくを救おうと夫婦約束をした際にも、彼はそのような現実社会の論理に則つて対処していくのである。まず、かしきの身体を書き入れ（抵当）とする借金一五両——かしくからみれば、解放令により身代金が消滅したにもかかわらず再び自己の身体を担保物件とされたゆえの借金であり、不当極まりないものであるが——を、親方の助力も得て律儀に返済しようとする。同時に、紛争解決のため親方の「扱い」を引き出し、それが不調に終わると戸長の上位にある府当局への越訴を行うのである。親方—弟子の強い絆、買売春の受容とそれに沿った負債返済義務の認証、仲人を介しての示談による解決、示談不成立後の越訴などは、いずれも近世の民衆社会において歴史的に育まれてきた慣習と行動である。それだけに、そのような民衆社会に内在する規範を越えることは、そこに生きる菊次郎には考えにくいものだったであろう。客観的条件という点からみても、近世都市社会において髪結職人は町に対し従属性を帯びつつ共生する関係にあり〔横山百合子「二〇〇九年」〕、戸長がかしくらの訴えを退け熟談内済を主導したとき、髪結親方とその弟子菊次郎が戸長をはじめとする町の側に对抗しうる条件はなかつた。報われぬ結果に終わったが、菊次郎は、心中・逃亡により自らの生存の社会的基盤を捨て去ることを除いて、都市下層の一髪結職人が遊女を人として遇しようとした際に取り得る最大限の努力を尽くしたのである。

*厳密にいえば、大小区制期の戸長を個別町や地域利害の代表者としてのみ見ることはできないが、この事例では、旧来の身分共同体としての町の立場を理解する者として概括的にみておく。

さらに、買春と性暴力の通底性も今後検討すべき論点である。河竹黙阿弥の傑作である歌舞伎「梅雨小袖昔八丈」（通称「髪結新三」）のなかで、「地獄めぐり」（隠売女を買う行為）をしようしていた髪結の弟子勝奴は、途中で見知った商家の下女を口説いて袖を引き、下女に逃げられると、「丁度四辻に人目もなく、小当たりに当たつてみたが、あの剣幕ちやア覚束ねえ、やつぱりこりや四百出して、遊んだ方が早手回しだ」「黙阿弥全集」第一一巻とつぶやく。文学作品の中では、買春と性暴力が性的欲望充足の選択肢として同じ位相で捉えられており、幕末の民衆男性の性意識のもう一つの側面を示唆しているよう。

こうして、性買賣は近世の都市社会において広く展開し、身分制社会のさまざまな論理と絡まり合いながら武士、民衆を問わず買春、売春を受容する意識が浸透していった。その際に、役と特權の論理に依拠した幕府の性買賣公認・管理政策が近世日本における買賣春の受容を支える一因となつたことは間違いないのではないか。

3 遊女と売春

では、このような状況のなかで、商品化される遊女自身は自らの生活と売春についてどのような意識をもつていたのだろうか。

(1) 付火する遊女たち

まず、新吉原の火事について検討した宮本由紀子の労作「吉原仮宅についての一考察」を参考しつつ、遊廓に売られた後の遊女たちの意識と行動をみてみたい。

表は、同論文所収の第1表「吉原の火災と仮宅営業」から、出火年月、遊廓の被災状況、出火原因と火元を摘記し、若干の補訂を加えたものである。一九世紀の火事多発に比べて一七〇一八世紀の火災数が少ないと理由は不明であるが、同氏によれば吉原は開設から幕末までに三六回火事に遭い、全焼が二二回、吉原が火元になつたのが二八回、特に文化年間以降の火災はすべて吉原から出火し、そのうち遊女の「付火」と確定できるものが一三回ある。ここでは、幕末期の新吉原名主竹島氏による「梅本記 参」〔丸善マイクロフィルム版狩野文庫〕から、さらにその詳細を見てみよう。

表 吉原・新吉原火事年表

No.	和暦	西暦	吉原の被災状況	火元・出火原因
1	寛永 4	1627	吉原辺まで	
2	寛永 7	1630	吉原町	
3	正保 2	1645	吉原全町	
4	承応 3	1645	吉原大門通り	
5	明暦 3	1657		
6	延享 4	1676	吉原全町	江戸町 2 丁目梅村市兵衛（武、玉）
7	明和 5	1768	吉原全町	江戸丁 2 丁目四つ目屋喜三郎（遊女屋）
8	明和 8	1771	吉原全町	揚屋町河岸梅屋伊兵衛
9	明和 9	1772	(吉原)	行人坂火事
10	天明元	1781	伏見町全町、2 丁目、仲ノ町の一部	江戸町 2 丁目佐七店家田や仁兵衛（茶屋）
11	天明 4	1784	吉原全町	京町一丁目水吐尻明屋より水道尻挑灯屋
12	天明 7	1787	吉原全町	角町分仲ノ町喜五郎（または茶屋五郎兵衛）
13	寛政 6	1794	吉原全町	または江戸町 2 丁目丁字屋長兵衛（隣家商人屋）
14	寛政 12 ?	1800	吉原全町	田園竜泉寺町
15	文化 9	1812	吉原全町	龍泉寺村非人頭全七小屋
16	文化 13	1816	吉原全町	京町 1 丁目海老屋吉助（または同町左八店明屋）
17	文政 4 ?	1821		○豊菊 15 才が付け火、文政 4 年 3 月、八丈島に流罪
18	文政 7	1824	吉原全町	京町 2 丁目林屋金兵衛（遊女屋）
19	文政 11 ?	1828		○花鳥 15 才が付け火、文政 11 年 10 月、八丈島に流罪
20	文政 12	1829		○清橋 27 才、瀬山 25 才が共謀し付け火、文政 12 年 10 月八丈島、新島に流罪
21	天保 2	1831		○伊勢歌 22 才が付け火、天保 2 年 3 月、八丈島に流罪
22	天保 4	1833		○吉里 17 才、藤江 26 才、清瀧 25 才が共謀し付け火、それぞれ八丈島、三宅島、新島に流罪
23	天保 6	1835	吉原全町	角町堀屋松五郎（遊女屋）
24	天保 8	1837	吉原全町	○江戸町 2 丁目丁字屋せい（または源太郎）
25	弘化 2	1845	吉原全町	○京町 2 丁目川津屋、同抱え遊女玉琴 16 才、六浦 16 才、姫菊 14 才による付け火
26	嘉永 2	1849		○喜代川 25 才が付け火、嘉永 2 年 10 月八丈島に流罪
27	嘉永 2	1849		○代の春 15 才が付け火、嘉永 2 年 4 月、三宅島に流罪
28	嘉永 2	1849		○京町 1 丁目梅本屋吉抱遊女 16 人が共謀して付け火、佐吉と、福岡、谷川、玉芝、錦糸が八丈島に流罪
29	嘉永 5	1852		○玉菊 35 才、付け火、嘉永 5 年 3 月、八丈島に流罪
30	安政 2	1855	家根へ焼け抜け	京町 1 丁目は本屋町兵衛土蔵縁物置より出火
31	安政 2	1855	吉原全町	安政大地震による火事
32	安政 3	1856		○梅ヶ枝 27 才、付け火、八丈島に流罪
33	万延元	1860	吉原全町	江戸町 2 丁目紀の字屋六太郎の屋上より出火
34	文久 2	1862	吉原全町	京町 1 丁目裏屋（または同 2 丁目）より出火
35	元治元	1864	吉原全町	江戸町 1 丁目大口屋文右衛門（遊女屋）宅より出火
36	慶応 2	1866	江戸町 1, 2, 揚屋町、京町 1, 2 丁目、角町ほか	○江戸丁 1 丁目大井屋いち抱きく事重菊の付け火

梅本記」は、一八四九年（嘉永二）、新吉原京町一丁目の遊女屋梅本屋佐吉抱遊女一六人が集団で付火し、四人が島となつた事件（表No.28）の調書などを収録した簿冊である。次の史料は、付火に参加した遊女の一人で、『押しの上、人主引渡』の処罰を受けた、かつ事重本の調書の一部である。

私儀、信州上田在竹澤村百姓半蔵娘三而、拾三ヶ年已前天保八酉年中母親病死いたし、追々困窮いたし候ニ付、親半蔵義身上相仕舞、同年十二月中御当地ニ縁付居候婦方を便なま、同人一同当地え罷出相尋候処、本所林町ニ婦并婚鍋次郎義罷在候ニ付、同人方え落付候処、是又困窮之中、懸り人相成居候義も難成候間、翌戊年二月中親り候義ニ而、右吉蔵義ハ、遊女屋渡世あいつぶがね、難相続、相仕舞候ニ付、同人方より当主人佐吉儀、根津ニ罷在候節、拾壹ヶ年已前、天保十亥年、私拾八才之砌、同年より去々未年迄九ヶ年季、人主不相分、右鍋次郎受人ニ相立、酌取奉公ニ住込罷在、其後、同十三年寅年中、佐吉儀吉原町え引移候得共、別段証文書替候様子も無之様被ぞんせられ存、去々未年（弘化四年——横山）季明候心得ニ付、其段佐吉え申問候処、右様之義承り候而何ニいたし候哉、不取留義而已申居、取敢不申、左候得は、當所え引移候而より如何様之取計致し置候哉、難相分義ニ御座候、然ル処、平日二度之食事ニ而、三度ハ為給不申、右二度之食事も豆腐之殻又ハ草筍之芽を摘つみ、右を古米之中え焚たき込、塩を人雜炊ニいたし為給候得共、何分勾ひ有之候而、一口も被給不申、彼は手間取候得は、嚴敷察さうふくさ當いたい如何様之才覚いたさせ為致候而も、仕舞金受取不申候而ハ、中々承知不致、彼是引しろい候得は、箱ニ懸又ハ手鍵弓之折木を以、手当り次第打うちうづくいたし、其外聊いはなが之義ニ而も法外之責致し、陸々食物も不為給、右様手荒之取扱ニ而已逢候而ハ、逆も身体難保、然ル上ハ存分ニ皆憤を晴シ御法通之御沙汰を受候心得ニ而、傍輩拾六人申合、

注1) 宮本由紀子「吉原仮宅についての一考察」(地方史研究協議会編『都市の地方史—生活と文化』雄山閣、1980年、所収)表1より摘記。

2) N.O.28 の付け火については、「近世庶民生活史料 藤岡屋日記 第3卷」(三一書房、1988年)

および「梅本記」(狩野文庫)により補訂した。

3) 遊女の付け火によるものには、○を付した。

兼々一同申誓置候義ニは候得共、万一右約定違変致し候もの出来候而是不相成旨を以、桜木（遊女の名）——横山）義、昨四日拾六人一同連判同様之心得を以、銘々名前可相認旨、同人義發言いたし候ニ付、尤至極之儀と存、半紙横折え見世順ニ而、福岡を始、夫々名前相認之儀有之、尤右書付前文又ハ爪印等いたし候儀ハ無之、只名前而已相認候儀ニ而、右之通曉と取極致し、右書付ハ桜木義所持罷在候処、今五日、主人佐吉義昼寝いたし居候を幸と存、夕七ツ時過、尚又一同申合、表二階格子上、天井え外々之もの共火を付候処、往来之もの見付声立、早速消留候儀ニ而、私儀其砌客有之、火取扱いたし候ものハ誰々ニ候哉、曉と見覚不申候、（下略）

右の史料によれば、一〇年以上遊女として過ごしてきた重本は、付火に至った理由として、①主人が奉公の年季を曖昧にし、季明けを認めないこと、②劣悪な食事、③客を取れない、客が酒食等買物をしない場合などの厳しい折檻、④仕舞金の強要と増額、⑤従わない場合の暴力などを挙げている。しかし、火刑も想定される付火という重大な行為に至る直接の契機は、「逆も身体難保」という暴力による生命の危機だった。付火は、どうせ死ぬのであれば、「存分ニ皆慣を晴シ御法通之御沙汰を受」けたいという、いわば生命を天秤にかけての行為であり生への渴望である。このような付火の動機については、同史料に収録されている小雑、しづか、豊平という三人の遊女の調書にも同様の記載がみられ、付火の企てに参加した一六人に共通する感情だったことが看取される。表の付火がすべて同様の理由であるとは限らないが、一九世紀新吉原において付火という重大犯罪が多発するようになつたとすれば、それは遊廓が遊女にとつてより過酷な世界となつてきたことを意味していよう。

第二に、右の史料は権力側の作成した調書であり、遊女の申口を正確に記したものとは言い切れないが、それでも右に見る重本の語りは、遊女たちが遊女であることを拒否して遊廓から解放されることを直接に求めているのではなく、むしろ身売りや売春という現実を受容していることを示している。重本は申口の冒頭で、飢餓のさなかであろう一八三七年（天保八）に母を亡くし、貧窮の余り父と二人、伝を頼つて信州上田在から江戸に出てきたものの、暮ら

しが立たず、酌取奉公にてその身代金で父の帰国路費用を賄つた旨を述べている。結果として父が娘を売つたのであるが、「親半藏義も納得之上」という重本の語りは、娘の身売りに忍び難い思いを抱く父の傍らで、一八歳になる重本自身があえて身売りを拒もうとはしなかつたことを思われる。それだけに、契約によつて定められたはずの年季が抱え主梅本屋佐吉によつてなし崩しに曖昧にされたことは、重本の折り重なる悲しみと深い怒りを呼び覚ましたであろう。もちろん、重本をはじめ一六人の遊女たちが、その真情において遊女であることを深く厭うているのは疑いえない。しかし、その精神世界に思いを馳せてみると、売春を払拭しがたい汚点やステイグマとするような近代の性規範を内面化する以前の、自らの属する都市下層の労働世界の一部として売春を受容しつつそこで生き抜こうとする覚悟を、遊女たちが有していたともいえるのではないか。付火は、追い詰められた果ての絶望的な抵抗である。しかし、抱え主の不当性を明らかにした上で「御法通之御沙汰」を受けるというその構えは、根底に右のような強い自己肯定があつて取り得るものであろう。また、そのような自らの正当性への確信故に、遊女たちは、無軌道な放火ではなく、「主人方ニ而被責殺候より、吉原町可焼払存心には無之候得共、早速人目ニ懸り候所へ付火致し、直ク二人集り様消可申候間、其紛ニ名主方へ欠込」「梅本記 参」所収、かめ事遊女豊平の調書」という、新吉原数千人の遊女や周囲の人びとの安全を慮りながらの付火に至つたのである。

第三に、付火という企てのなかに、近世民衆の蓄積してきた知が垣間見える点も興味深い。一六人の遊女たちが、怒りを晴らして裁きを受けることを決意した後、違約を防ぐために「一同連判」を作成したこと、また連判順も「見世順」すなわち張見世の座順とし、企図の首謀者等が明示されないよう注意を払つていてことなどからは、百姓一揆で用いられる連判状の手法との共通性が見て取れる。遊女たちの抵抗は、「一味同心」に基づく正当性の訴えといふスタイルの点でも、近世民衆が共有している現状打開のための異議申し立てと共通するものであつたと見ておきた

(2) 幕末期における遊廓秩序の動搖

しかし、一九世紀以降、なぜ付火の多発といった激烈な形で遊女の抵抗が表面化してきたのだろうか。近世後期には遊廓の大衆化・下層化が進み、それとともにあって性売買のシステム化が強まつたことは見てきたとおりであるが、これは、遊女にとつても遊廓にとつても大きな変化を意味していた。太夫のような高級遊女が消滅し、小格子遊女屋、局遊女屋などの下層遊女屋が増大したことは、劣悪な環境で売春を強いられる下層遊女の増加を意味するだけではなく、遊客が一回あたりに支払う揚代金が低額化・標準化したことを意味している。揚代金から運上・町入用（揚代金の約一割三分）を除いた収益を、茶屋口銭（二割）と遊女屋取り分（六割七分）として分け合う遊女屋と茶屋にとつて、揚代金の低額化は分け合うべき対象の減少を意味しており、両者の間には対立関係が生じていった。また、小格子・局遊女屋のよう、茶屋を通さず客と遊女屋が相対で売買する見世の増加も茶屋にとつて厳しい環境となつた。

このような状況で遊女屋が収益を確保するには、遊女を増やすか、遊女一人あたりの収益を増やすことは考えられよう。しかし、遊女を増やすためには相当程度の投資が必要であり、遊女屋にとつて後者が重視されたことは想像に難くない。とはいっても、すでに一人あたりの揚代金の公定価格が導入されており、遊女一人あたりの収益を増やすには、売る回数を増やす——すなわち薄利多売型とするか、客の有無にかかわらず遊女に負担を課す仕舞日（增加など）の方法を探らざるを得ない。前述の重本の申口にあるように、梅本屋では、客が取れない遊女を厳しく折檻して客数をふやし、客を酒食買物に誘導して客単価を上げさせ、さらに仕舞日を多くするなどの方法が採られており、遊客の大衆化・下層化は、遊廓経営の薄利多売体質を生んだ。

幕末期の性売買市場自体は大衆化・下層化に伴つて拡大しており、火災をきっかけに新吉原以外の場所で一定期

間営業が許可される仮宅も、大規模かつ長期間許可されるようになった〔宮本由紀子 一九八〇年、吉田伸之二〇〇三年〕。仮宅は遊女屋に歓迎されたが、火災により數度にわたつて新吉原遊廓が全焼したことは、遊女屋や茶屋にとってやはり相当の打撃であつた。1節でみた仏光寺貸付金の返済状況をみると、同貸付を受けていた遊女屋・茶屋たちの万延元年九月新吉原全焼後の返済状況は、「当節（一八六一年〈文久元〉三月——横山）之処ニ而は、江戸町家の方へ貸出シ置候分、少々宛納ニ相成申斗にて、新吉原町ハ老人も納人無之、殊ニ昨年出火後不残イツバイニ貸込候所ニ而、迷惑仕候」〔坂本康之氏所蔵文書一四一の口「酉八月より国許書状下」所収、文久元年三月二二日付坂本源之助の当主幸右衛門宛書簡〕といふもので、類焼後の市中一般の状況に比しても滞納が著しく、遊女屋・茶屋が仮宅移転後も再建に追われている状況を窺わせる。このような状況は前述の薄利多売体質をさらに強めることとなり、性売買市場の規模自体は、全国的に、あるいは江戸市中に限つても、おそらく拡大傾向にあつたにもかかわらず、一九世紀新吉原遊廓は、性売買のシステム化と遊客の中下層化→遊女への抑圧強化→付火を含む遊女の抵抗→遊女屋・茶屋の経営悪化→遊女屋・茶屋の亀裂の深刻化、という状況に陥つていた。したがつて、幕末期の新吉原遊廓をめぐる社会構造は、生命の危機にすら追い込まれる遊女と「遊廓社会」全体との根底的な対立、およびそのような対立を要因とする「遊廓社会」内部の亀裂の深刻化という重層的な構図として捉えることができる。

このような構造的矛盾への抜本的な対処がなしえないまま、遊廓は明治維新を迎えた。ここでは、それまでの過程を簡単に見ておこう。一九世紀新吉原遊廓の運営原則は、「遊廓社会」においてヘゲモニーを握る遊女屋仲間を実質的な運営主体として位置づけた一七九五年（寛政七）制定の「新吉原町遊女町規定証文」に基づいていた。しかし、天保改革における株仲間解散政策を機に、名主にたいして規定の見直しが指示された際には、「茶屋共等は巨細ニ涉迷惑致し候由ニ而、連印相拒候もの多人数有之」という事情から遊廓内の合意形成は難しくなつていていた。天保改革後に模索された新たな規定案には、「遊女屋一統二階ニ水溜桶差置」〔狩野文庫「新吉原規定一」、以下同〕といった

防火の向上を目指した規定が追加される一方、茶屋が遊女屋に渡すべき揚代金を滞らせるという問題を解消するための「五町遊女屋世話役、勘定番之者共会所に立合、遊女屋銘々之客帳持寄、茶屋共客より請取候揚代金持參、立合私方可致」のような、会所において強制的に茶屋から揚代金を取り立てる条項も盛り込まれた。これに対して茶屋側は強く反発し、改訂に携わった名主側も「茶屋共不伏」という状態を収めることができなかつたのである。幕府も、一八四六年（弘化三）、いつたんは規定証文の改訂を指示しながら、遊廓内の分裂に対処する手だけは取れなかつた。南町奉行遠山左衛門尉景元は「何となく古キ規定書は立遣置き候様ニ申渡置候方と存候」として、「前々之振合ニ可心得」「娼家之規立を官府ニ而議し可立遣筋も無之間、奉行所ニ而沙汰不及惣而相対ニ而申合置候様」〔旧幕引継書「市中取締類集」吉原規定・関東廻村之部上〕などと、その指導性を放棄するに至つている。

4 近世から近代への遊廓の変容——まとめにかえて——

近世の性売買システムを大きく変えることになる一八七二年（明治五）芸娼妓解放令について詳細は本書の人見論文に譲るが、これまでみてきた近世の性売買の社会的実態をふまえ、近代初頭の日本における性売買システムを巡る動きと解放令制定に至る諸条件を瞥見することで本章のまとめにかえたい。

性の商品化の拡大・深化にともない、遊廓は最上級の大名・豪商等の階層を対象とする場所ではなくなり、遊客の中下層化と性売買のシステム化が進んだ。同時にそれは、遊女の管理の強化と抑圧、生活条件の低下に帰結し、幕末の「遊廓社会」の不安定化をもたらした。その結果、維新後、新政府は、国内的には、近世の性売買システムについての二重の矛盾に直面することになったといえよう。一つは、遊廓社会そのもの、すなわち地域秩序の動搖であり、その根底には遊女に対する性的搾取とそれに対する抵抗があつた。もう一つは、吉原五町が役と特権に基づいて都市

江戸における「性の秩序化」を担うという、近世初頭以来の身分制的な性売買政策の行き詰まりである。町共同体がそれに固有の役を負いそれに対応する特権を認められるという、都市における身分的支配の形態は、他の職分を担う諸町においては既に一七世紀末にはその実質が失われていたが〔吉田伸之 一二〇一二二年〕、同職集住の原則が崩れなかつた新吉原の場合、一九世紀までその形態が維持された。寛政期の「新吉原遊女町規定証文」は、遊女屋仲間が町制機構の枠に基づいて策定し、町奉行所がそれを承認し性産業の把握・統治を行なうという身分的な分業統治が寛政期まで維持されていたことを示すが、幕末にはそのような統治と秩序維持はもはや困難になつていて。

遊女を掌握・管理し抵抗を封じ買春を安定化しうるのは、私的営業者としての遊女屋（とその仲間）なのか、あるいは地方制度としての区戸長、国家権力の発動としての警察力なのか。買春に何の疑念も持たない者たちが樹立した維新政府は、役と特権の論理に基づく性の管理に代わる新たな遊廓政策の確立という不可避の課題に直面していた。いいかえれば、遊廓の近代化とは、検査を含む欧米化の推進という側面だけでなく、身分制解体政策のコロラリーとしての性売買システムの再編という側面を併せ持つていたといえよう。遊廓の近代化は、前近代社会の終わりにさまざまな形で現れる中間団体の自律性に依拠した統治の廢止から近代の社会編成への途上において、多くの国家・地域が直面する課題と共通する性格をもつものでもあつたのである。したがつて、芸娼妓解放令は、国内的にはそのような近代化の過程の一コマとして理解することができよう。芸娼妓の解放がマリア・ルス号事件を機に遊女の待遇が国際問題化する以前から検討されていた〔大日方純夫 一九九二年〕のは、その点から見れば当然のことであつた。

一方、一九世紀世界における芸娼妓解放令制定の意味を、国際的背景を視野に入れて考えるとき、ダニエル・ボツマンが指摘する「自由解放」の契機〔D・V・ボツマン 二〇一四年〕、すなわち一九世紀の「同時代性」も不可欠な観点であろう。ボツマンは、芸娼妓解放令を論じる際に、日本の近代化を世界史的背景のなかで見ることが重要だと主張するが、当を得た指摘である。マリア・ルス号事件を通して、苦力貿易を擁護するペルー側が遊女の人身売買

を糾弾するという逆説的な形での外圧が昂進したこと、さらにまた、芸娼妓の「一切解放」の布告にもかかわらず、

その直後から東京府などによる解放令を骨抜きにしかねない動きが顕著となつたこと——これらの要因から、政府は一層はつきりと解放に突き進まざるを得ない状況に追い込まれたが、これは「自由解放」という契機がもつ「同時代性」がもたらした現象とみることができる。

とはいって、そのような歐米の「自由解放」の契機の内容は、当然のことながら一義的に定まつてゐるわけではなく、さまざまな対抗や論争を通じて深められていくものであり、「自由解放」の契機に内在するジェンダーをめぐる闘争も「同時代性」の構造の不可欠な要素をなしていた。一八六〇年代に始まりイギリスの国論を二分していく伝染病法反対運動は、イギリス帝國の世界進出過程で生まれた軍事都市や海港での強制検査政策（伝染病法）を、娼婦の公民権と女性の人権の侵害であると主張し、男女のダブルスタンダードを鋭く衝くものであつた。このようなイギリス国内のジェンダーをめぐる闘争が対外進出においてどのように意味をもつたのかを具体的に解明する作業は今後の課題であるが、「同時代性」を構造的に見ることの重要性を付け加えておきたい。

こうして近世の遊廓は、実質的な人身売買による売春強制という性格を保つたまま、身分制的な性売買システムを克服した近代遊廓に転換していくこととなつた。芸娼妓解放令は、売春を行うのは娼婦自身であり、旧来の遊女屋は場所を提供する貸座敷業者だとする新たな論理を打ち出していく。娼婦を拘束しうる公法上の論拠は、契約自由の資本主義原則のもとで娼婦が貸座敷業者に対して負つたとみなされる債務（前借金）と、衛生を理由とした警察権力による検査のみとなっていく。すなわち、身売りという実質的な人身売買の実態に変化がないにもかかわらず、表向には債務と検査が国家の性売買への関与を正当化する論拠となり、遊廓は、検査を受けた自發的売春女性（近代の公娼）による性売買システムというフィクションを前提に近代化されていくのである。明治一〇年代には、「隠売女」は「隠売女」と呼ばれるようになり、やがて「淫売婦」という語が生まれる。娼婦一般への蔑視の強まりを映し出す現象ともいえよう。

しかし一方で、このような「自売」の論理は、論理的には新吉原の遊女たちが「売るか売らないかは自分で決める」という意志を持つことを可能にし、彼女たちの闘いを生み出す契機にもなつていった。このような近代遊廓成立期の動向は、次章に譲りたい。

参考文献一覧

- 〈史料〉
- 〔江戸吉原叢刊〕第七巻（江戸吉原叢刊刊行会編、八木書店、二〇一一年）
 - 〔加賀市史料〕（二）「大聖寺藩士由緒帳」（加賀市立図書館、一九八二年）
 - 〔加賀市史料〕（九）「笠間日記（上）」（加賀市立図書館、一九八九年）
 - 〔華山書簡集〕（小沢耕一編著、国書刊行会、一九八二年）
 - 〔狩野文庫〕（丸善マイクロフィルム版、一九九二年）
 - 〔旧幕引継書〕（八〇三一一「天保度御改正諸事留十」、八二二一三「市中取締類集」、国立国会図書館）
 - 〔近世庶民生活史料 藤岡屋日記 第三巻〕（三一書房、一九八八年）
 - 〔近世風俗志〕（三、喜田川守貞著・宇佐美英機校訂、岩波書店、一九九九年）
 - 坂本康之氏所蔵文書
 - 〔坂本家文書〕（須坂市所蔵）
 - 〔世事見聞録〕（武陽隱士著、本庄栄治郎校訂、奈良本辰也補訂、岩波文庫、一九九四年）
 - 〔東京市史稿〕（産業篇四〇、東京都）
 - 〔黙阿弥全集〕（河竹糸女補修・河竹繁俊校訂、第一巻、春陽堂、一九一六年）

〔吉原楊枝〕（山東京伝著、国立国会図書館所蔵）

〔著書・論文〕

今泉鐸次郎「河井經之助伝」（目黒書店、一九三一年）

宇佐美ミサ子「宿場と飯盛女」（同成社、二〇〇〇年）

——「宿駄制度と女性差別・買われた性・『飯盛女』」（岩田書院、二〇一二年）

大日方純夫「日本近代国家の成立と警察」（校倉書房、一九九二年）

古賀十二郎「丸山遊女と唐紅毛人」（長崎文献社、一九六八・六九年）

坂本忠久「天保改革の法と政策」（創文社、一九九七年）

——「江戸の子供部屋」（佐賀朝・吉田伸之編「シリーズ遊廓社会1 三郡と地方都市」（吉川弘文館、二〇一三年）

佐賀朝・吉田伸之編「シリーズ遊廓社会1 三郡と地方都市」（吉川弘文館、二〇一三年）

曾根ひろみ「娼婦と近世社会」（吉川弘文館、二〇〇三年）

塚田孝「近世日本本身分制の研究」（兵庫部落問題研究所、一九八七年）

牧英正「近世日本的人身売買の系譜」（創文社、一九七〇年）

三浦俊明「近世寺社名目金の史的研究」（吉川弘文館、一九八三年）

宮地正人「幕末維新期の文化と情報」（名著刊行会、一九九四年）

山城（宮本）由紀子「吉原細見」の研究（「駒沢史学」二四、一九七六年）

宮本由紀子「吉原板宅についての一考察」（地方史研究協議会編「都市の地方史」（雄山閣、一九八〇年）

——「吉原遊女のゆくえ」（駒澤大学大学院史学論集）一〇、一九八〇年）

——「明治期の吉原」（駒澤史学）三四、一九八六年）

——「隠売女と旗本経営」（駒澤史学）五五、二〇〇〇年）

横田冬彦「長崎丸山遊廓の『遊女屋宿泊人帳』覚書」（女性歴史文化研究所紀要）一一〇、二〇一二年）

横山百合子「一九世紀江戸・東京の髪結と女髪結」（高澤紀恵、アラン・ティレ、吉田伸之編「別冊都市史研究 パリと江戸 伝統都市の比較史」）（山川出版社、二〇〇九年）

——「十九世紀都市社会における地域ヘゲモニーの再編」（歴史学研究）八八五、二〇一一年）

——「芸娼妓解放令と遊女」（東京大学日本史学研究室紀要別冊「近世社会史論叢」）一一〇一三年a）

——「遊女を買う」（佐賀朝・吉田伸之編「シリーズ遊廓社会1 三郡と地方都市」（吉川弘文館、二〇一三年b）

——「新吉原における『遊廓社会』と遊女の歴史的性格」（部落問題研究）二〇九、二〇一四年）

吉田伸之「新吉原と仮宅」（身分的周縁と社会＝文化構造）（部落問題研究所、二〇〇三年）

——「遊廓社会」「身分的周縁と近世社会4 都市の周縁に生きる」（吉川弘文館、二〇〇六年）

——「伝統社会・江戸」（東京大学出版会、二〇一二年）

〔付記〕本章は、JSPSS科学研究費25370795「近世遊廓の構造とその社会的基盤」による研究成果の一部である。